

各種税申告のお知らせ

申告は、電子申告や郵送をご利用ください！

新型コロナウイルス感染症対策のため、各種税申告は可能な限り、e-Tax（電子申告）や郵送による提出にご協力ください。
なお、申告会場は、市民会館に開設します。
相談や説明会も開催しますので、ぜひご利用ください。

●申告・納付期限

申告所得税及び復興特別所得税、贈与税 3月15日(水)
消費税及び地方消費税(個人事業者) 3月31日(金)

●振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税 4月24日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月27日(木)

市・県民税の申告期限 **3月15日(水)**

所得税などの申告について

問合せ／大垣税務署(☎78-4101 自動音声案内2番を選択)

▶確定申告は、e-Taxが便利です

申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにも、確定申告会場に出向かなくても自宅などからパソコンやスマートフォンを使って申告書が提出できるe-Tax（電子申告）をご利用ください。

e-Taxで申告を行う際のツールがさらに充実しました。スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などを自動で入力できるほか、マイナンバーカードによる認証回数が削減されました。また、令和5年1月以降、マイナポータルと連携できる対象データも拡大されます。

▶国税庁LINE公式アカウントのご利用を

国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」すると、所得税の確定申告に関する情報を検索できますので、ご利用ください。

◇アカウント名：国税庁 ◇アカウントID：@kokuzei

▶確定申告会場を「市民会館」に開設

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税、消費税(個人事業者)、贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

*とき／2月16日(木)～3月15日(水)の平日 午前9時～午後5時

*ところ／市民会館3階 ※昨年の情報工房から変更しています

(注1)期間中、大垣税務署での申告相談は行いません

(注2)申告会場では、原則ご自身のスマートフォンを使って申告します。来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールしてください

*持ち物／源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、スマートフォン、マイナンバーカード ※マイナンバーカード発行時に設定したパスワード「署名用電子証明書(英数字6～16桁)」と「利用者証明用電子証明書(数字4桁)」も必要

*備考／①市民会館への電話による問い合わせはご遠慮ください
②申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は申告会場1階で当日配付しますが、国税庁LINE公式アカウントから事前発行もできます。なお、整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります

▶税理士による無料税務相談所を開設

*対象／小規模事業者、給与所得者、年金受給者

*とき／2月3日(金)～10日(金)の平日

①午前9時30分～正午 ②午後1時～4時

*ところ／イオンタウン大垣イースト棟2階
コミュニティホール(三塚町)

*内容／税理士による所得税及び復興特別所得税(譲渡所得を除く)についての無料相談

*備考／事前に申し込みが必要。申告内容や予約状況により、相談を受けられない場合があります

*申込／大垣税務署 個人課税部門(☎78-4104)へ



新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください

申告会場などでは、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。各会場で申告をされる人は、次の感染防止対策にご理解とご協力をお願いします。

- 来場される際は、できる限り少人数で
- マスクの着用、手指のアルコール消毒の実施
- 入場時に検温を行います。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします



▶申告の相談会・説明会のお知らせ

◇確定申告期間前の申告相談会

所得税などの申告相談会を下表のとおり開催します。

とき	ところ	予約方法など
1/4～31 (土・日・祝日を除く)	大垣税務署内	電話で、大垣税務署 個人課税部門(☎78-4104)へ
2/1～15 (土・日を除く)	大垣税務署内	要入場整理券(当日、大垣税務署1階で配付) ※国税庁LINE公式アカウントから、事前申込可

※予約状況、入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いする場合があります

◇公的年金を受給している人を対象にした確定申告説明会

*対象／公的年金の受給者

*とき／1月31日(火)～2月3日(金) 午前9時～午後5時

*ところ／大垣税務署

*備考／事前に申し込みが必要。予約状況により、ご希望の日時に予約を取れない場合があります

*申込／大垣税務署 個人課税部門(☎78-4104)へ

◇住宅借入金等特別控除に関する確定申告説明会

*対象／返済期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅を取得、または増改築した人で令和4年中に入居した人(認定長期優良住宅の場合は、住宅ローンを利用していない人も含む)

*とき／2月13日(月)～15日(水) 午前9時～午後5時

*ところ／市民会館3階

*持ち物／土地・家屋の登記事項証明書、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、住宅の取得に係る補助金額や贈与を受けた金額が分かる書類、源泉徴収票、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、マイナンバーカードなど

※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しと、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書が必要

※住宅を増改築した場合は、増改築等工事証明書などが別途必要

*備考／事前に申し込みが必要。申告書の提出もできますが、内容によっては控除を受けられない場合があります

*申込／大垣税務署 個人課税部門(☎78-4104)へ